

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

## 将来受け取る年金を増やせるかもしれない！ 任意加入制度と付加年金とは？

今月の年金相談

5月20日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください  
役場第1委員会室

### ◆任意加入制度

下記の条件を満たした方が、任意で国民年金に加入し月額15,590円(平成27年度)を納付することで、将来受け取る老齢基礎年金を満額に近づけることができる制度です。

- 1、申し込み先 八雲町役場・熊石総合支所・落部支所
- 2、対象となる方(①～③すべて満たす必要があります)
  - ① 国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
  - ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
  - ③ 20歳～60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の方

つまり……国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方で、国民年金・厚生年金・共済年金をまだ支給されていなく、20歳～60歳の40年間(480月)で保険料を納めていない期間がある方が対象です。

### ◆付加年金制度

1か月あたり400円多く納付することで、将来受け取る老齢基礎年金を増やすことができる制度です。

- 1、申し込み先 八雲町役場・熊石総合支所・落部支所
- 2、対象となる方
  - ① 国民年金第1号被保険者(自営業・学生・無職・フリーターなど)
  - ② 国民年金の任意加入制度を利用されている方
- 3、制度の詳細

将来支給される老齢基礎年金に、下記の額が上乗せされます。

$$\text{年間で上乗せされる額} = 200\text{円} \times \text{付加年金の納付月数}$$

≪例≫40年間(480ヶ月)付加年金を納付した場合

$$\text{年間で上乗せされる額} = 200\text{円} \times 480\text{ヶ月} = 96,000\text{円}$$

納付した付加年金の額は  $400\text{円} \times 480\text{ヶ月} = 192,000\text{円}$ なので2年間付加年金を受け取ると、納付した保険料と同額になるとともに、その後も一生涯受け続けることができます。

#### ※付加年金加入時の注意点

- ①第1号(国民年金)被保険者にしか利用できません。
- ②国民年金基金との同時加入はできません。
- ③保険料の滞納のある方や免除を受けている方は加入できません。
- ④物価スライド形式ではありません。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)		☎0137-62-2111(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、役場住民生活課 社会係までご連絡願います。